

食品等の飲食に起因する衛生上の危
害の発生を防止すること
(施策番号Ⅱ-1-1)

添付資料

食品衛生行政の展開

食品安全委員会（リスク評価）

関係行政機関相互の密接な連携

農林水産省（リスク管理）

厚生労働省（リスク管理）

輸入食品の監視指導

関係者相互間の情報及び意見の交換の促進（リスクコミュニケーション）

施策の実施のための相互連携

総合調整等

消費者庁

消費者委員会

都道府県、保健所設置市、特別区
（47都道府県）（20政令市、48中核市、その他6）（23特別区）

地方厚生局
（7ヶ所）

検疫所（32ヶ所）

保健所（481ヶ所）

- ・ 施策の実施状況の公表
- ・ 国民からの意見の聴取
- ・ 施策の実施状況の公表
- ・ 住民からの意見の聴取

- ① 営業許可
- ② 立入、監視指導
- ③ 収去検査
- ④ 検査命令
- ⑤ 食中毒等調査
- ⑥ 苦情等の相談窓口
- ⑦ 食品衛生の普及啓発

総合衛生管理製造過程の承認・監視等

登録（取消）
監視指導

- ① モニタリング検査等
- ② 検査命令

相談
届出

登録検査機関

輸入食品等

検査依頼

消費者

安全な食品の供給

食品等事業者

飲食店営業等の営業許可を要する施設 2,468,352施設
その他営業許可を要しない施設 1,357,886施設

※平成29年3月末時点

食品衛生法による規制の全体像

食品・添加物、器具・容器包装等に係る 禁止規定・基準の設定

○**禁止規定**（第6条、第9条、第10条 等）

- ・腐敗した食品、有害な物質が含まれた食品等の販売等の禁止
- ・厚生労働大臣が指定していない添加物等の販売等の禁止
など

○**食品等の規格基準の設定**（第11条、第18条）

- ・厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から必要に応じて、食品等の規格・基準を定めることができ、当該基準に適合しない食品等を販売等することはできない。

監視指導

○**国内流通食品**（第28条、第30条 等）

- ・都道府県等の保健所が、食品衛生監視員（自治体職員）による食品関係営業施設等への立入検査等により、禁止規定・規格基準等が遵守されているかどうか、監視指導を実施。

○**輸入食品**（第27条、第28条、第30条 等）

- ・海空港にある検疫所に対する輸入時の届出を義務付け。
- ・食品衛生監視員（検疫所職員）がモニタリング検査（抜き取検査等）により禁止規定・規格基準が遵守されているかどうか、監視指導を実施。

※ 違反の蓋然性が高い場合には、検査命令により、検査の結果が出るまで当該食品の販売等を禁止

違反に対する行政処分、罰則等（第54条、第55条 第71条 等）

- ・法違反に対しては、廃棄・危害除去命令、営業許可の取消・営業の禁停止等の行政処分を実施。
- ・違反者への罰則として、1～3年以下の懲役、50万円～300万円（法人の場合1億円）以下の罰金。

食品中の放射性物質をめぐる対応のスキーム

原子力災害対策本部
本部長: 内閣総理大臣
副本部長: 内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣、原子力規制委員会委員長
本部長及び副本部長以外の国務大臣、内閣危機管理監、経済産業副大臣

【原子力災害対策特別措置法】

○食品の出荷制限・摂取制限の設定・解除

農林水産省
原子力規制庁
消費者庁

連携

厚生労働省

報告

【食品衛生法】
○食品中の放射性物質に関する検査の企画立案
○食品中の放射性物質に関する基準値の設定

指示

要請 報告

関係都道府県

○食品中の放射性物質に関する検査の実施

○食品の出荷制限・摂取制限の実施
(食品衛生法に基づく個別の制限、原子力災害対策本特別措置法に基づく地域的な制限)

■ 食品中の放射性物質の基準値

○ 食品中の放射性物質の基準値は、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会※が指標としている、年間線量1ミリシーベルトを踏まえ設定している。

※ (FAO (国連食糧農業機関) とWHO (世界保健機構) の合同委員会)



放射性セシウムの基準値

(平成24年4月～現在)

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

(単位:ベクレル/kg)

※ 現行基準値は、放射性セシウム以外の核種 (ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106) からの線量を含め、食品を摂取することにより受ける線量が、年間1ミリシーベルトを超えないように放射性セシウムの基準値を設定している。



■ 検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方

○ 検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方 (ガイドライン)

- ・平成23年4月4日 原子力災害対策本部策定。最新の知見を反映させるため、年度末等に適宜改正。平成29年3月24日に改正され、平成29年度の検査計画に適用。
- ・国が検査対象都県に対象品目、検査頻度等を示し、放射性セシウムが高く検出される可能性のある品目等を重点的に検査

厚生労働省



- ・検査対象都県に対し、検査計画の策定、検査の実施を通知
(検査対象以外の自治体に対しては、検査を実施する場合の参考として通知)
- ・検査結果は、厚生労働省にて取りまとめ、すべて公表

平成29年2月までの検査結果等を踏まえて以下について設定

- 対象自治体
- 対象品目
 - ・放射性セシウムの検出レベルの高い食品（野生きのこ・山菜類、野生鳥獣肉等）
 - ・飼養管理の影響を大きく受ける食品（乳、牛肉）
 - ・生産資材への影響の状況から、検査が必要な食品（原木きのこ類）
 - ・水産物
 - ・出荷制限の解除後の品目 等
- 対象区域・検査頻度：検出レベル・品目の生産、出荷等の実態に応じて実施

食品中の放射物質検査の基準値超過率

年度	区分	検体数	基準値超過数	超過率(%)
平成24年度	流通品	26,240	19	0.07
平成25年度	流通品	28,965	7	0.02
平成26年度	流通品	26,193	10	0.04
平成27年度	流通品	22,107	12	0.05
平成28年度	流通品	18,643	11	0.06



食中毒対策について～食中毒発生時の行政対応について～

(法58条関係)

食中毒

- 医師(診察後**24時間以内**)の届出(第1項)
患者、営業者等からの連絡
- 保健所の職員等による探知

- 保健所による調査(第2項)
 - ・ 事件の発生規模等の調査、把握
 - ・ 調査…喫食状況調査、施設への立入調査
調理従事者への調査、関係食品、患者検体等の
試験検査

- 保健所による対策
 - ・ **被害者拡大防止**対策…営業の禁停止
原因食品、食材の回収命令
 - ・ **再発防止**対策…原因施設に対する衛生状況の改善指導
営業者、消費者等への情報提供
各自治体への情報提供

- 保健所から都道府県等への報告(第2項, 4項)

- 都道府県等から厚生労働省への報告(第3項, 5項)

- 大規模、広域食中毒発生の際には、都道府県等に
調査を要請
- FETPの派遣

保健所

都道府県等

厚生労働省

連携

関係部局・省庁



患者数500人以上の食中毒事例（平成24～28年）

患者数500人以上の事例（平成24年）

	原因施設 都道府県	発病年月日	原因施設 種別	原因食品名	原因食品種別	病因物質種別	患者総数	死者総数	摂食者総 数
1	山梨県	2012/12/11	仕出屋	弁当	その他-食事特定	ウイルス-ノロウイルス	1,442	0	3,775
2	広島市	2012/12/10	仕出屋	弁当	その他-食事特定	ウイルス-ノロウイルス	2,035	0	不明

患者数500人以上の事例（平成25年）

	原因施設 都道府県	発病年月日	原因施設 種別	原因食品名	原因食品種別	病因物質種別	患者総数	死者総数	摂食者総 数
1	北海道	2013/9/12	その他	当該施設で調理提 供された食事	その他-食事特定	細菌-その他の病原大腸菌	516	0	1,100
2	愛知県	2013/4/3	仕出屋	不明(4月3日の昼 食弁当)	その他-食事特定	ウイルス-ノロウイルス	526	0	2,643

患者数500人以上の事例（平成26年）

	原因施設 都道府県	発病年月日	原因施設 種別	原因食品名	原因食品種別	病因物質種別	患者総数	死者総数	摂食者総 数
1	浜松市	2014/1/15	製造所	平成26年1月13 日に製造された食 パン	穀類及びその加工 品	ウイルス-ノロウイルス	1,271	0	8,027
2	京都市	2014/5/1	飲食店	キーマカレー	複合調理食品	細菌-ウェルシュ菌	900	0	1,696
3	長野県	2014/7/20	仕出屋	鳥そぼろ (三食弁当)	肉類及びその加工 品	細菌-ぶどう球菌	741	0	2,518
4	静岡市	2014/7/27	販売店	冷やしキュウリ	野菜及びその加工 品-その他	細菌-腸管出血性大腸菌 (VT産生)	510	0	不明



患者数500人以上の食中毒事例（平成24～28年）

患者数500人以上の事例（平成27年）

	原因施設 都道府県	発病年月日	原因施設 種別	原因食品名	原因食品種別	病因物質種別	患者総数	死者総数	摂食者総 数
1	愛知県	2015/3/3	仕出屋	不明(平成27年3月2 日から3月4日の昼 食弁当)	その他-食事特定	ウイルス-ノロウイルス	576	0	12,211
2	愛知県	2015/12/7	仕出屋	不明(12月7日の弁 当)	その他-食事特定	細菌-サルモネラ属菌	1,267	0	3,926

患者数500人以上の事例（平成28年）

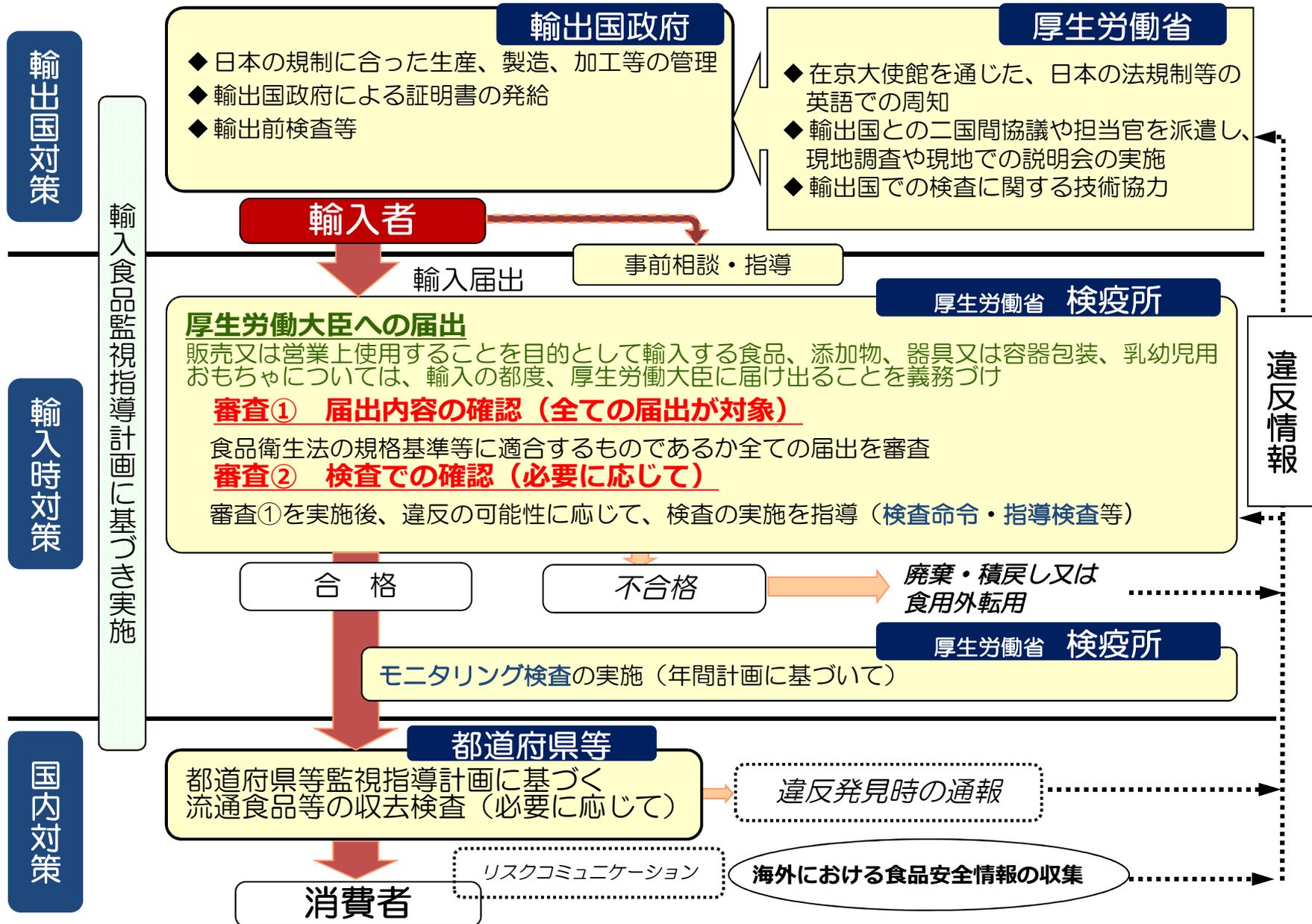
	原因施設 都道府県	発病年月日	原因施設 種別	原因食品名	病因物質種別	患者総数	死者総数	摂食者総数
1	江東区	2016/4/28	飲食店	鶏ささみ寿司	細菌-カンピロバクター・ ジェジュニ/コリ	609	0	14,000
2	京都府	2016/11/11	旅館	不明(11/11～11/15 に旅館施設が提供し た食事)	ウイルス-ノロウイルス	579	0	1,187

許可を要する営業施設の禁停止命令を受けた施設数（平成27年度）

	営業禁止 命令	営業停止 命令	合計
総数	140	614	754
飲食店営業	134	584	718
菓子製造業	2	2	4
乳処理業	—	2	2
魚介類販売業	2	17	19
魚肉ねり製品製造業	—	1	1
アイスクリーム類製造業	2	2	4
食肉販売業	—	2	2
食肉製品製造業	—	1	1
そうざい製造業	—	3	3



輸入食品の監視体制の概要



輸入時における検査制度

❖ モニタリング検査

- ◆ 検疫所において食品添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品等を検査するためにサンプルを取って行う検査
- ◆ 国が費用負担、検査結果の判明を待たずに輸入可能

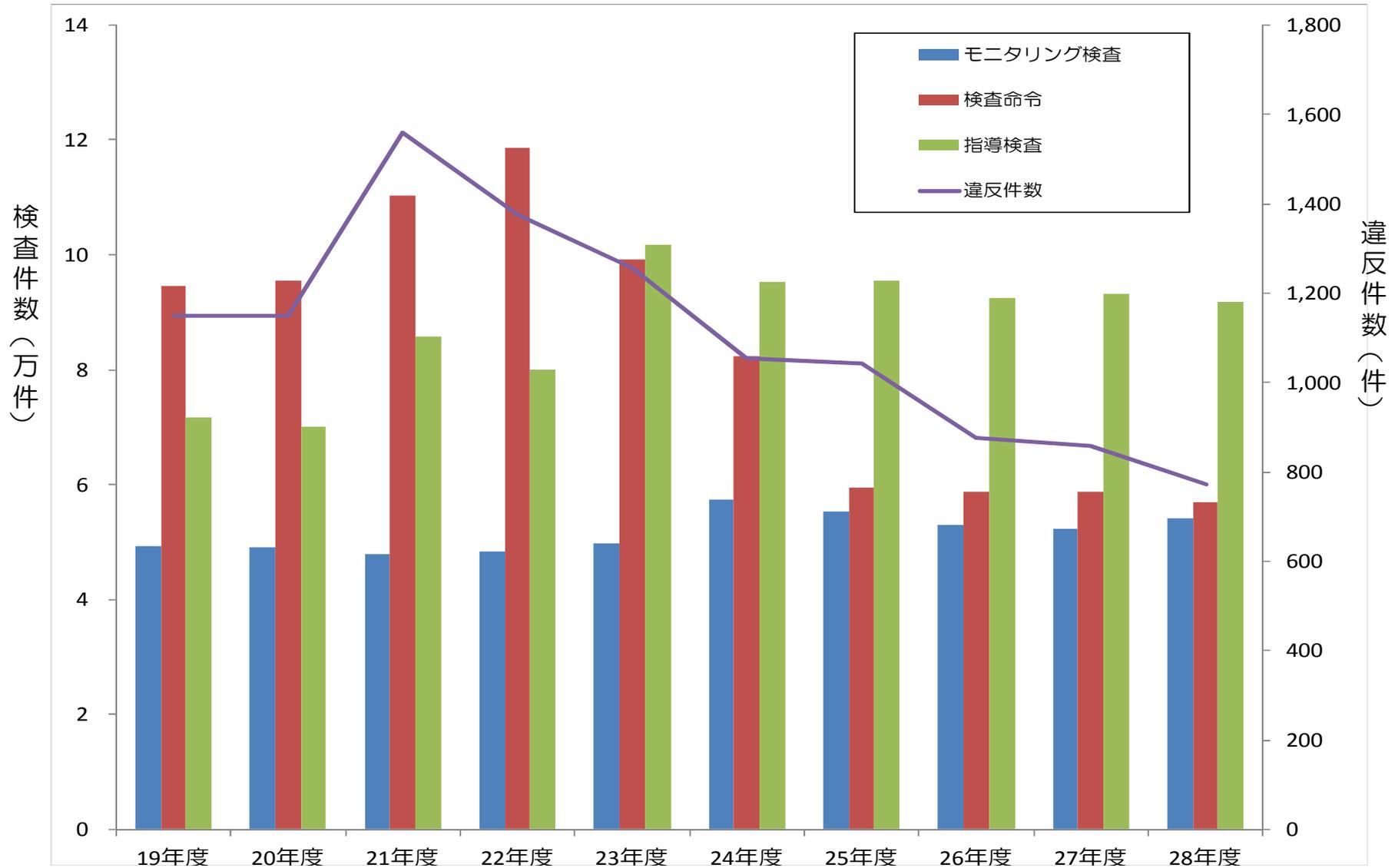
❖ 検査命令

- ◆ モニタリング検査等の結果、食品衛生法違反の可能性が高いと判断された食品等について、輸入者に対し、輸入の都度、登録検査機関で実施を命じる検査
- ◆ 輸入者が費用負担、検査結果判明まで輸入不可

❖ 指導検査

- ◆ 細菌や添加物等の使用状況や同種の食品の違反情報等を参考として、検疫所が事業者責務の観点から、輸入者に対し、法に適合していることの確認のために実施するよう指導する検査
- ◆ 輸入者が費用負担、検査結果判明まで輸入不可

輸入時の検査・違反件数の推移



モニタリング検査実施状況

年度	年度計画件数	実施件数	実施率
平成24年度	89,959	93,066	103%
平成25年度	93,711	95,730	102%
平成26年度	94,043	96,580	103%
平成27年度	95,090	97,187	102%
平成28年度	95,929	98,164	102%

※速報値



食品衛生法による規格基準規制

■ 食品

■ 残留農薬等（農薬、飼料添加物、動物用医薬品）

残留基準設定 788物質（H29年3月末現在）

■ 汚染物質

重金属（カドミウムなど）、カビ毒 等

■ 微生物

一般生菌数、大腸菌群、サルモネラ属菌、腸炎ビブリオ 等

■ 組換えDNA技術応用食品及び添加物

食品：除草剤耐性／害虫抵抗性作物等 310品種

添加物：生産性向上等 25品目（H29年3月末現在）

■ 食品添加物（H29年3月末現在）

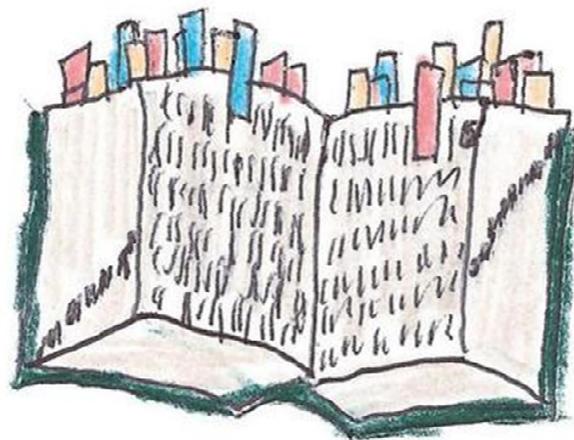
指定添加物 454品目

既存添加物 365品目

■ 器具・容器包装

■ 乳幼児用おもちゃ

■ 洗浄剤



農薬の残留基準設定の流れ

厚生労働省では、食品安全委員会に食品健康影響評価を諮問し、その評価結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会の審議を経て、食品中の農薬の残留基準を設定。

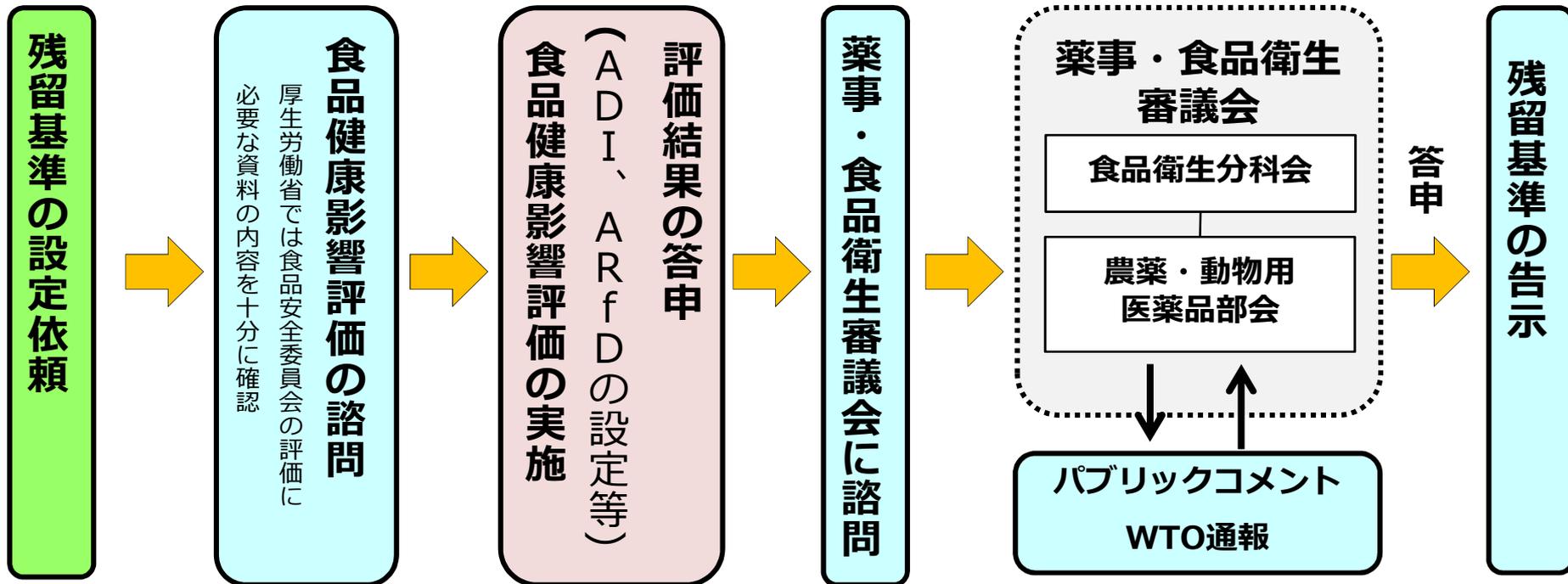
申請者等*

厚生労働省

食品安全委員会

厚生労働省

※海外使用：インポートトレランス 申請者
国内使用：農林水産省



一日摂取許容量 (ADI : Acceptable Daily Intake)

ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量

急性参照用量 (ARfD : Acute Reference Dose)

ヒトが24時間または、それより短時間の間の経口摂取によって、健康に悪影響が生じないと推定される摂取量

残留農薬等のポジティブリスト制度について

- 平成15年の食品衛生法改正により、食品中に残留する農薬、飼料添加物と動物用医薬品について、いわゆるポジティブリスト制度を導入（平成18年5月29日に施行）。
- 従前の食品衛生法では、残留基準を設定した農薬等のみ規制を行い、残留基準が設定されていない農薬等が食品から検出されても、その食品の販売等を禁止することができなかった（いわゆるネガティブリスト制度）。
- ポジティブリスト制度導入後は、原則、すべての農薬等について残留基準を設定し、基準値を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売等を禁止することとした。
- その際、それまで国内登録がなく残留基準値が設定されていなかったものや、一部の食品にしか基準値がなかったもの等、758農薬等については、暫定基準を設定したところであり、この暫定基準について、国内外における使用実態等を踏まえて、順次本基準への見直しを進めている。

従前の規制 (ネガティブリスト制度)

食品中の農薬、動物用医薬品等

<リスト>

リスク管理の必要性が高い農薬等(283品目)に食品ごとに残留基準を設定

リストに掲載されていない場合は
規制されない

ポジティブリスト制度 平成18年5月施行時

食品中の農薬、動物用医薬品等

<リスト>

国内外で使用されている農薬等(799品目)に食品ごとに残留基準を設定(暫定基準を含む)

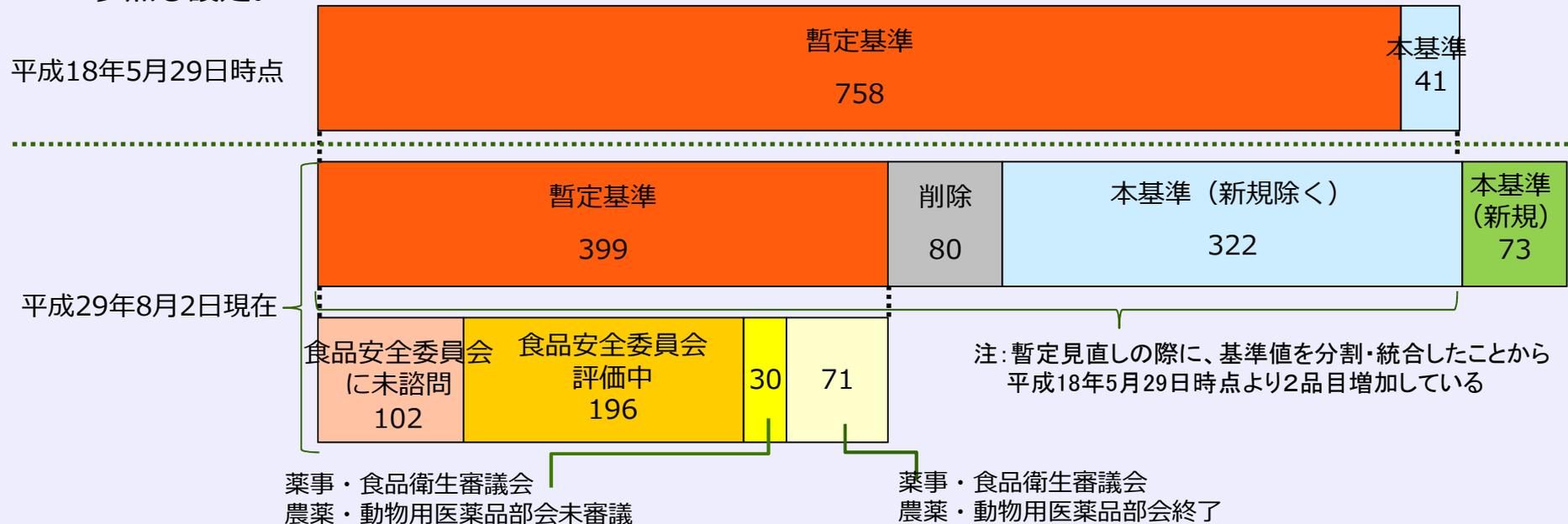
リストに個別の残留基準が定められていない食品
= 0.01 ppm以下 (一律基準)

→ 国内外問わず、当該農薬等は
事実上使用困難

農薬等の暫定基準（ポジティブリスト施行後の見直し状況）

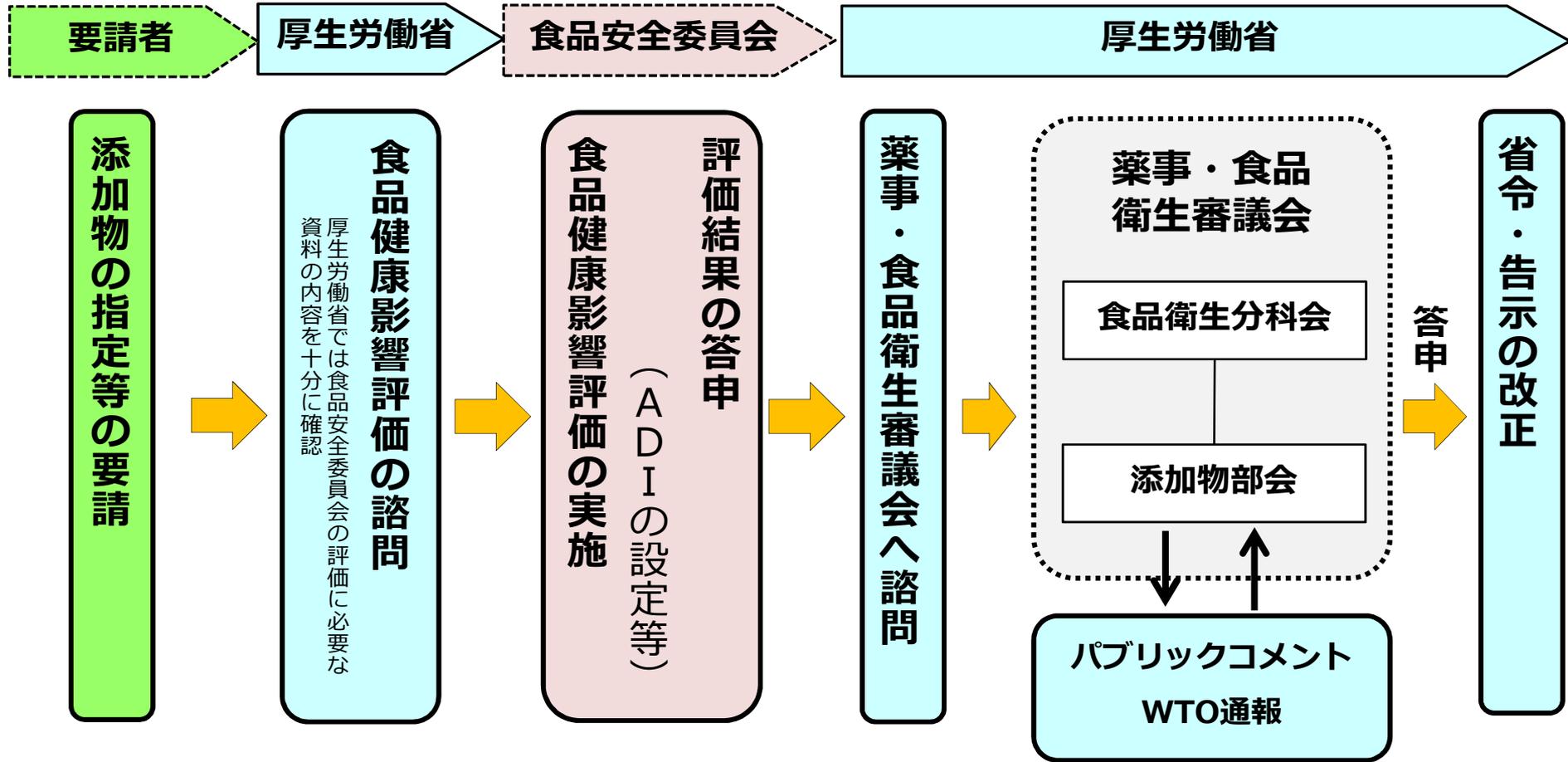
- 平成15年の食品衛生法改正により、食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）について、いわゆるポジティブリスト制度を導入（平成18年5月29日に施行）。
- 従前の食品衛生法では、残留基準が設定されていない農薬等が食品から検出されても、その食品の販売等を禁止することができなかったが、導入後は、原則、すべての農薬等について、残留基準を設定し、基準値を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売等を禁止することとした。
- その際、それまで国内登録がなく残留基準値が設定されていなかったものや、一部の食品にしか基準値がなかったもの等、758農薬等については、暫定基準（※）を設定したところであり、この暫定基準について、国内外における使用実態等を踏まえて、順次本基準への見直しを進めている。

※コーデックス基準があるものは、原則としてコーデックス基準を参照し、ないものは欧米等の基準値等を参照し設定。



食品添加物の指定等の流れ

厚生労働省では、食品安全委員会に食品健康影響評価を諮問し、その評価結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会の審議を経て、食品添加物の指定等を実施。



一日摂取許容量 (ADI : Acceptable Daily Intake)

ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量

添加物の国際的整合性（国際汎用添加物）

平成14年7月、以下の要件を満たす46品目（※）の食品添加物については、国際汎用添加物として、企業からの要請がなくとも国が主体的に指定に向けた検討を進めることにした。

※国際汎用添加物の品目選定時46品目であったが、「β-カロテン(Blackeslea triapora由来)」が指定添加物「β-カロテン」に該当することが判明したため、対象から除外。

■ 対象（添加物：45品目）

- ① F A O / W H O 合同食品添加物専門家会議（J E C F A）で国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲で安全性が確認されているもの、かつ、
- ② 米国及び E U 諸国等で使用が広く認められ、国際的に必要性が高いと考えられるもの。

これまでに順次指定を進めており、添加物45品目中41品目を指定済である（平成29年8月末現在）。

残る4品目（※）については、食品安全委員会において食品健康影響評価中である。

※ 酸性リン酸アルミニウムナトリウム、アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム、カルミン

リスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションとは

- リスクコミュニケーションとは、消費者、事業者などの関係者が食品の安全に関する情報を共有した上で、それぞれの立場から意見を出し合い、お互いがともに考える土壌を築き上げ、その中で関係者間の信頼関係を醸成し、社会的な合意形成の道筋を探ろうというもの。
- 国民の健康の保護を図るため、事故の後始末ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にすることが重要だというリスク分析の考え方を基本としている。

法律の規定

食品安全基本法

・情報及び意見の交換の促進（第13条）

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の意見を反映しその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

食品衛生法

・基準設定等に際しての国民・住民からの意見聴取（第64条）

厚生労働大臣は規格・基準、輸入食品監視指導計画の策定変更において、都道府県知事等は監視指導計画の策定等において、必要な事項を公表し、広く国民又は住民の意見を求めなければならない。

・国民・住民からの定期的な意見聴取（第65条）

厚生労働大臣及び都道府県知事等は、食品衛生に関する施策の実施状況を公表し、当該施策について広く国民又は住民の意見を求めなければならない。

リスクコミュニケーションの主な取組

ホームページによる情報発信

厚生労働省ホームページ「食品」において、緊急情報やトピックス、施策別の詳細な情報やパンフレット・リーフレットを提供・公開

リーフレット等の作成

寄生虫（アニサキス）やリステリア、お肉による食中毒予防など、一般国民向けのリーフレットなどを作成



各自治体の協力のもと、意見交換会の開催やリーフレットの配布を行っている

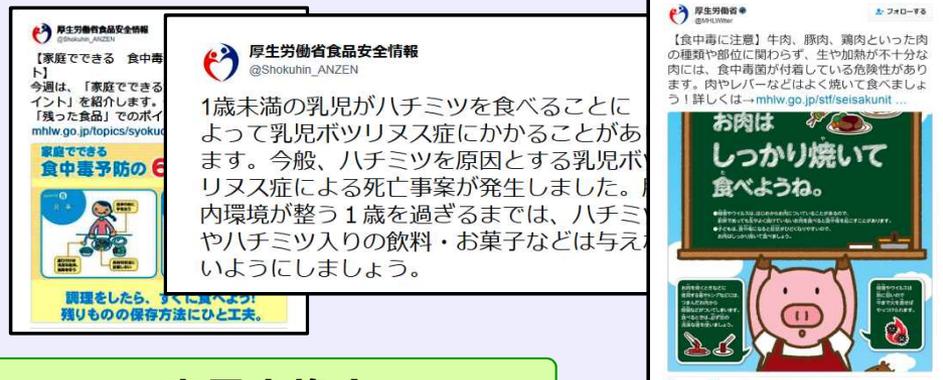
達成目標

測定指標：食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合

- 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合
(平成28年現状値) 71.8% (平成32年度目標値) 80%以上
- 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合
(平成28年現状値) 56.9% (平成32年度目標値) 65%以上

食品安全情報Twitter

厚生労働省の食品衛生行政に関連する情報を積極的に発信しています



意見交換会

全国各地において「食品中の放射性物質」「輸入食品の安全性確保」「健康食品」などをテーマに意見交換会を開催



※第3次食育推進基本計画（平成28年度～平成32年度：農水省）抜粋